

(別添2)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令に規定する有害液体物質等の扱いについての意見の募集(パブリックコメント)に対する御意見と御意見に対する考え方

【御意見】

【御意見に対する考え方】

海洋環境保護委員会で承認された物質の取扱いについて	「MEPC55において承認され、施行令別表第1または別表第1の2に掲載されていない物質」は2007年1月1日のマルポール条約附属書の改正と同時に輸送が可能となるのか。それとも附属書の改正よりも告示掲載が遅れる可能性があるのか。その場合空白期間の輸送は認められるのか。	2007年1月1日より施行することとしています。
	「MEPC55において承認され、施行令別表第1または別表第1の2に掲載されていない物質」の中でも告示より漏れる貨物があるのか。	MEPC55で承認された物質をすべて輸送可能なものとすべく、告示で措置しています。
未査定液体物質の環境大臣による査定結果について	硝酸ナトリウムの分類は今後はZ類となるのか。また、その公布日はいつか。	環境大臣による査定の結果、Z類となりました。告示日は平成18年12月15日です。